

甲府市規則第5号

甲府市公衆浴場法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び甲府市公衆浴場法施行条例（平成30年12月条例第40号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 省令第1条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書（第1号様式）とする。

（相続による地位の承継の届出）

第3条 省令第2条第1項の届書は、相続による公衆浴場営業者地位承継届（第2号様式）とする。

（合併による地位の承継の届出）

第4条 省令第3条第1項の届書は、合併による公衆浴場営業者地位承継届（第3号様式）とする。

（分割による地位の承継の届出）

第5条 省令第3条の2第1項の届書は、分割による公衆浴場営業者地位承継届（第4号様式）とする。

（変更等の届出）

第6条 省令第4条の規定による届出は、申請書又は届書に記載した事項を変更したときにあつては公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届（第5号様式）に、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときにあつては公衆浴場営業（停止・廃止）届（第6号様式）によらなければならない。

2 営業者は、停止していた営業を再開したときは、その日から10日以内に公衆浴場営業再開届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

3 営業者の死亡（法人にあつては解散）により営業を廃止した場合における第1項の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあつては清算人）が行わなければならない。

（患者の入浴許可の申請）

第7条 法第4条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、公衆浴場患者入浴許可申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（水質の基準）

第8条 第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）の規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査にお

いて同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から5の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）（5の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測定法	1リットル中3ミリグラム以下であること。
5 過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により4の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。）	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
6 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあつては、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養してガス産生が認められないこと。

7 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）。
-----------	----------------	---

2 条例第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）の規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から3の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量） （3の項に掲げる場合を除く。）	全有機炭素計測定法	1リットル中8ミリグラム以下であること。
3 過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により2の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。）	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
4 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する大腸菌群数の検定方法	1ミリリットル中1個以下であること。
5 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）。

	縮法	0ミリリットル中に10コロニーフォーミングユニット未満であること。)
--	----	------------------------------------

(水質検査)

第9条 条例第5条第1項第4号の規則で定める水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）行うこと。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場の営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場の種類	
温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能	
公衆浴場の構造設備の概要	別紙のとおり
備考	

注1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 営業施設の構造設備を明らかにする図面及び営業施設の所在地を中心として半径300メートル以内の図面（特に学校等との距離を明確に示したものであること。）を添付すること。

3 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、備考欄に、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載すること。

第2号様式（第3条関係）

相続による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生
被相続人との続柄
電話番号

相続による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日		年 月 日

注1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により公衆浴場を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

合併による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

⑩

合併による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
合併により消滅した法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第4号様式（第5条関係）

分割による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

印

分割による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
分割前 の法人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
分割の年月日		年 月 日

注 分割により公衆浴場を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第5号様式（第6条関係）

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場営業許可申請書等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称			
公衆浴場の所在地			
公衆浴場営業の許可 の年月日及び番号		年	月 日 第 号
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年	月 日
変更の理由			

注 営業施設の構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

公衆浴場営業停止（廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場の営業を停止（廃止）したので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場営業の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
停止事項 （一部・全部）	
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止の年月日	年 月 日
停止（廃止）理由	

注 廃止に係る届出のときは、営業許可書を添付すること。

第7号様式（第6条関係）

公衆浴場営業再開届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場の営業を再開したので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場営業の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
停止していた営業の一 部を再開した場合は、 その内容	
再開の年月日	年 月 日

第8号様式（第7条関係）

公衆浴場患者入浴許可申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

患者の入浴について、公衆浴場法第4条ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場営業の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
使用する湯水の種類	
患者用の入浴施設の構 造設備の概要	

注 営業施設の平面図を添付すること。